

# 戸山サンライズ

10  
2004

## 特集

誰もが暮らしやすい地域づくりをめざして

## スポーツ

「余暇と遊び」の居住環境 ～東京ディズニーランドの試み～





## 第18回障害者による写真全国コンテスト

銀賞 「秋彩」

広島市 亀多 正人

このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第18回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より189点にのぼる素晴らしい作品の数々がよせられました。

2004年 10 月号

## 目次

### 特集

「誰もが暮らしやすい地域づくりをめざして

～住民による福祉の地域づくりも含めて～」…………… 水野 弘之 1

### スポーツ

「安心できるスポーツ空間」…………… 天野 和彦 6

### レクリエーション

『余暇と遊び』の居住環境 ―東京ディズニーランドの試み―…………… 西脇 智子 10

### 障害者の健康と栄養

「美味しく食べやすい『極刻み食』の提供」…………… 船形コロニー 13

### 最新行政情報

「2004アテネパラリンピック競技大会の概要」…………… 厚生労働省 19

### アンテナ

「テレビ字幕放送制作に携わって」…………… 鷲野 隆一 21

社会保険情報…………… 25

# 誰もが暮らしやすい地域づくりをめざして

～住民による福祉の地域づくりも含めて～

京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科住環境学専攻

教授 水野 弘之

## ◆はじめに～21世紀初頭の今は、歴史的転換期？～

戦後もすでに半世紀以上が過ぎましたが、わが国における福祉の地域づくりは、どこまで進んできたのでしょうか。そして、これからどのような方向へ発展していくのでしょうか。障害者を含めて、誰もが人間らしく暮らせるようにするためには、これからどのような地域づくりをすればよいのでしょうか。そういうことについて考えたり、話し合ったり、実践している人は、大多数ではなく、潜在しています。しかし、後述の先進地域では、住民の潜在的なニーズが掘り起こされ、顕在化しています。他の地域でも、そのような変化が起こることを願って、本稿では、大海に小さな一石を投じたいと思います。

さて、21世紀の幕開けを迎えた今日この頃ですが、わが国では、あらゆる分野で歴史的転換期が始まりつつあるような気がします。それは、ひょっとしたら、江戸時代前後・明治維新前後・第2次世界大戦前後に匹敵するほど大きなものかも知れません。例えば、地域づくりの分野では、先進地域では、次項のような歴史的転換が既に始まっています。

## ◆「誰もが暮らしやすい地域づくり」への転換

全国各地の地域づくりの先進地域に赴いて現地調査をしてびっくりしました。そこでは、感心するほどたくさんのメニューがあり、様々な課題について活発な取り組みが行われていました。住民のエネルギーはすごいですね。もちろん、その中に福祉の地域づくりも含まれていました。その一部を簡単に紹介すると、次の表-1のようになります。

もうひとつびっくりしたことがあります。それは、多種多様な個別課題を枝葉と見なしますと、それらがどれも「誰もが暮らしやすい地域づくり」という大樹の幹に繋がり、生き生きと繁っているということです。言い換えれば、「地域住民の様々なニーズに対応する個別課題の実現のための地域づくり」と「誰もが暮らしやすい地域づくり」の有機的結合が進んでいます。つまり、先進地域では、従来型の「狭義の福祉のまちづくり」から「誰もが暮らしやすい地域づくり」の方向への歴史的転換が既に進行しています。

表-1 先進地域における誰もが暮らしやすい地域づくりのための個別課題の例

- 障害者が家族や地域住民と共に、地域で人間らしく暮らすことができるような地域づくり。
- 老後に身体が不自由になっても、住み慣れた場所で暮らし続けることができるような地域づくり。
- 子育てしやすい地域づくり・子どもが心身共に健康で元気に人間的に発達するような地域づくり。
- 家族関係の良好化や家族の人的成長に役立つような地域づくり。
- 男女共同参画社会をめざした地域づくり。
- 誰もが心身両面で健康に暮らすことができるような地域づくり。
- 希望者は誰でも、働き、学び、成長できるような地域づくり。
- 楽しく、生きがいをもって働くことができるような地域づくり。

◆「ソフト中心の地域づくり」への転換

次にびっくりしたことは、先進地域では、「ソフトの地域づくり」が盛んに行われていることです。ソフトの地域づくりという用語は、聞き慣れないかも知れませんが、先進地

域の住民の間では普通に使われています。その具体例を挙げれば、表-2のようになります。

表-2 ソフトの地域づくりの例

- 住民の地域活動の活性化——地域福祉活動。地域住民同士の様々な助け合い活動などを含む。
- 地域ケアのためのシステムづくり——在宅ケアサービスの充実・在宅ケアのための住宅改善の支援システム・地域福祉施設におけるケアの改善などを含む。
- 障害者・高齢者などの社会参加の促進。
- 地域コミュニティづくり——近所づきあいの維持・発展。障害者と地域住民の人的交流の促進。
- 住民の生活ニーズを地域づくりに反映するためのシステムづくり。
- 住民のエネルギー（顕在的・潜在的）を活かして地域づくりを推進するシステムづくり。
  - ▶女性や元気老人を含むなどのエネルギーを地域づくりに活かすシステムづくり。
  - ▶住民に希望と生きがい湧いてくるような地域づくり（システムづくり）。

先進地域では、従来型の「ハード中心の地域づくり」から「ソフト中心の地域づくり」の方向への歴史的転換が既に進んでいます。ところで、ハードの地域づくりとは何かということですが、福祉施設などのハコモノづくりのことです（表-3参照）。我が国では、戦後、ハコモノづくり・道路づくりが優先された時代（経済の高度成長期やバブル期など）があり、最近では、その弊害や後遺症（財政難・汚職など）に国も自治体も苦しんでおり、イメージは悪くなっていますね。

そのような弊害を未然に防ぐにはどうすればいいのかを、先進地域は教えてくれています。すなわち、先進地域では、ハードよりソフトの地域づくりを優先しています。また、

ハードの地域づくりを進める場合でも、必ず、ソフトの地域づくりとの有機的結合（調和）が重視されています。その結果、先進地域では、建設された福祉施設などが、地域福祉の向上・地域福祉活動の活性化・地域住民の生活の質の向上などに大いに役だっており、上記の弊害を克服しています。

なお、ハードの地域づくりが弱くても、ソフトの地域づくりを中心に据えることによって、地域づくりが成功している地域もあります（後述の京都市春日学区など）。その意味では、ハードの地域づくりは脇役・手段（目的を達成するための手段）であり、ソフトの地域づくりは主役・目的であると考えられます。

表-3 ハードの地域づくりの例

- 地域施設の建設・改修——医療施設・福祉施設<sup>(\*)</sup>・その他の施設<sup>(\*\*)</sup>を含む。
  - (\*) 福祉施設——託老所・軽費老人ホーム・ケアハウス・共同生活型住居・ケア付住宅・グループホーム・デイサービス・デイケア施設など
  - (\*\*) 商店・歩道・道路・公園・交通施設など
- 地域施設のバリアフリー化 注) 個人住宅のバリアフリー化も重要
- 地域生活空間の安全化——地震・水害・地すべりなどの災害に対する防災施設づくりを含む

◆「住民による地域づくり」への転換

そのほかにもびっくりしたことがあります。それは、先進地域では、従来型の「行政主導

のまちづくり」から「住民による地域づくり」の方向への歴史的転換が既に進んでいることです。先進地域から学んだことは、次のよう

なことです。

- 住民の手による地域づくりだからこそ、住民福祉・コミュニティづくり・女性や高齢者を含む住民のエネルギーの活用などが前進しています。
- 従来型の行政主導や専門家主導の地域づくりには、行政・専門家と地域住民との間の溝を埋めることの困難など、様々な限界があります。しかし、住民の手による地域づくり(住民主導・住民自治の地域づくり)が進んでいる地域では、その困難や限界を乗り越えて、地域づくりが発展しています。

上記の他にも、学んだことは沢山ありますが、以下では、先進地域における地域づくりの実例を紹介します。

#### ◆秋田県鷹巣町の地域づくり

鷹巣町は、人口は約21,500人、秋田県の県北地方のほぼ中央に位置している中山間地域です。1992年頃より、デンマークの福祉に学びながら、福祉の地域づくりを進めてきたことで有名で、映画にもなっています<sup>(\*)</sup>。鷹巣町では、個人や地域に密着した在宅ケアサービスが重視されています。また、福祉施設も在宅ケアを支援する役割が重視されています。

(\*)「町の福祉づくり・全員が主役」(鷹巣町の福祉のまちづくりの記録映画、1998)。問題はこれからです(上記の続編、1999秋)

鷹巣町では、住民のワーキンググループ(以下、WGと略記)が主体となり、福祉の地域づくりを進めているという独特な特徴があります。WG会員170人のうち7割は女性であり、女性のエネルギーを活かした地域づくりが進められていると言っても過言ではないと思います。住民は、ホームヘルプサービスWG、介護保険WG、福祉施設WG、住居改善WG(住宅改善の支援活動)、福祉用具WG(福祉用具の給付・貸出・修理)、バリアフリーWG(町内の各施設のバリアフリー化の取組)、などに分かれて活動しています。WGは、住民の手によって自主的に運営され、住民が自ら考え、地域の問題解決に取り組むことを基本にしています。このように住民のWG活動を中心に据えていることは、ソフト中心の地域づくりが具体化していると考えられます。

また、WGは、行政と対等な立場で相互連携しています。行政は、WGの自主的活動を支援するが、指導・支配はしないことを基本に

据え、先進的町政を推進しています。

鷹巣町には7つの小学校区がありますが、各学区に地域密着型施設としての地域福祉センターが設置されており、地域福祉・在宅ケアの拠点として位置づけられています。ここには、ホームヘルパーが常駐し、24時間体制のホームヘルプサービス、デイサービスなどを実施しています。また、鷹巣町には、町の中心部近くに「ケアタウンたかのす」という中核的な福祉施設があり、上記の地域福祉センターの施設と連携して、在宅ケアを支えています。この中核施設は、老人保健施設・短期入所施設・デイサービスセンター・福祉用具センターなどが一体となった大規模な複合施設です。そこでは、利用者が利用したいサービスを選定できること、利用者一人ひとりの生活スタイルや意志を尊重すること、利用者本人と介護者(家族)の状況に応じた支援をすること、多数の個室の設置などが重視されています。

#### ◆岩手県藤沢町の地域づくり

藤沢町は、人口約10,800人、岩手県と宮城県との県境に位置している中山間地域です。1970年頃までに深刻な過疎化が進みました。この町では、約30年前から「地域づくりの主人公は住民。自らの住む地域は自らが創る。」という地方自治・住民自治の原点に立ち、自治会活動を中心にした地域づくりへと転換が進められてきました。

藤沢町では、福祉の地域づくりを地域づくり・コミュニティづくりの原点と位置づけ、健康と福祉を結合した地域づくり、保健・福祉・医療が一体となった包括的な地域ケアシステムを確立しています。家庭内の介護力の低下を補い、支えて支え合う地域づくりのために、福祉公社「ボランティアピアセンター」も設

立し、全世帯が一般会員として加入し、住民参加による在宅ケア支援活動を行っています。

藤沢町では、地域ミニ計画という独特の手法による地域づくりが行われています。地域ミニ計画は、自治会が中心になり、住民ニーズを全部採用し、住民自身の手で作られます。その内容は、自治会館などのコミュニティ施設づくりとそのバリアフリー、リフト付きバス・通院バスの運行、生活環境の改善、道路・交通施設づくり、産業振興（農業・林業・工業・商業・サービス業）、観光振興・名所史跡の整備、など多彩です。44の自治会で作成された地域ミニ計画は、最終的には、藤沢町全体の自治会協議会で決定されます。その後、自治会と町役場との調整が行われ、そのほとんどが役場作成の地域づくりプラン（藤沢町10ヵ年計画・総合開発計画など）に盛り込まれます。計画の実現率は約6～7割ですが、すべての住民ニーズが盛り込まれているわけですから、驚異的な達成率だと思います。地域ミニ計画の個々の内容を実現する順序も、自治会（住民自身）の手で決められます。このように、住民と行政は対等な立場で相互協力し合い、行政は住民の地域づくりを全面的に支援しています。

上記のように藤沢町では、誰もが暮らしやすい地域づくりが進められていますが、女性の声やエネルギーを活かした地域づくりも重視されており、そのための女性議会も設置されています。女性の社会進出・子育て支援のための低年齢児の保育・延長保育・一時保育、幼稚園と保育園の一体化・幼稚園と小学校の連携などの教育体系の整備も実施されています。こんなにも住民の手による地域づくりが進んでいる地域が、我が国にもあるとは驚きです。おそらく世界でもトップレベルだと思います（筆者が知らないだけかも知れませんが）。

注）参考文献——大久保圭二『希望のケルン～自治の中に自治を求めた藤沢町の軌跡～』、株式会社ぎょうせい発行、1998

#### ◆春日学区（京都市上京区）の地域づくり

春日学区は、人口約2,500人、京都御所の東

側にある小学校区です。ここでは、20数年前から福祉の地域づくり・防災地域づくりが、住民の手で進められています（住民自治）。また、春日住民福祉協議会と自治会が一体になって、ソフト中心の地域づくり（地域福祉活動・地域コミュニティづくりなど）が行われています。

例えば、身体が不自由な住民のために、健康訪問／防災訪問／防犯訪問／交通安全訪問／子どものふれあい訪問／などが行われ、近況（生活状況）や困りごとをたずね、その結果は春日住民福祉協議会に報告され、必要に応じて、春日学区内の福祉サービス調整チームの会議で対応が検討されます。警察署・消防署・保健所などにも連絡がなされ、それらの専門機関が直接対応することもあります。また、住宅改善（バリアフリー）、ミニケアサロン、障害者の共同作業所の支援活動、会食・配食、通院介助なども住民の手で行われています。

防災地域づくりの面では、福祉防災地図が作られ、障害者・高齢者を含む災害弱者の見守りや支援に活用されています。防火訪問、消火器・福祉ベル（緊急通報用）・防火バケツの設置、防災教室の開催なども行われています。さらに、広報紙『春日だより』（月1回）、年間活動カレンダー（学区内の地域福祉活動の予定表）が発行され、全世帯に配布され、地域づくりへの全住民の参加、コミュニティづくりに役だっています。

なお、地域づくりに対する行政からの支援は少なく、施設づくりなどのハードの地域づくりは極めて少ないのが現状です。それにも関わらず、上記のようにソフトを中心にした地域づくりがどんどん発展し続け、現在では全国屈指のレベルに到達しています。地域活動には、多くの女性が自主的・主体的に参加し、大きな役割を果たしており、女性のエネルギーを活かした地域づくりも進んでいます。

注）参考文献——春日住民福祉協議会「都会の真ん中でふるさとづくり」、あしたの日本を創る協会（財団法人）編集・発行『ふるさとづくり'99』、1999（ホームページでも閲覧可能）。

### ◆真野地区（神戸市長田区）の地域づくり

真野地区は、人口約4,700人、神戸市長田区の東南に位置し、工場・商店・住宅が混合した下町です。1960年代後半に、福祉の地域づくりから出発して、誰もが暮らしやすい地域づくり、住民の手による地域づくりへと発展してきた地域として全国的に有名です。真野地区には自治会・まちづくり推進会・ふれあいまちづくり協議会など、多彩な住民組織があり、多様な地域活動が行われており、ソフトの地域づくりは大きな比重を占めています。その地域活動には、多くの女性が主体的に参加し大きな役割を果たしており、女性のエネルギーを活かした地域づくりが進んでいます。

1995年の阪神大震災では、大きな被害がありました。地震発生後に直ちに、住民による消火活動・救助活動などが組織的に開始され、被害は最小限に食い止められました。復旧も早く全国から注目されました。このように、住民の日常的な地域活動・コミュニティづくりが、災害時にも非常に役立つことが実証されたことは、我が国の防災地域づくりの大きな教訓になりました。仮設住宅についても、被災者が地域内に住み続けることができるように、住民が奮闘して県や市と交渉し、地域内に地域型仮設住宅が作られました。真

野地区では、行政（神戸市）からモデル地区に指定され多大な支援を受け、住民ニーズが反映された地域施設が多数建設されるなど、ハードの地域づくりも住民主体で多面的に進められてきました。震災後にハードの地域づくりなどを巡って新たな壁・困難に直面しましたが、現在では、それを克服するための取り組みが始まっており、再び力強く前進しつつあります。

注) 参考文献——復興支援 NPO 編：真野まちづくりと震災からの復興、自治体研究社、1995.6

### ◆障害者・高齢者の在宅生活のための住環境改善の支援

誰もが暮らしやすい地域づくりのためには、身体が不自由でも、老後を迎えても、住み慣れた地域で住み続けることができるような住宅を確保することが必要条件のひとつです。全国各地でそのための取り組みが行われています。京都でも、福祉の地域づくりの一環として、福祉・保健・医療・建築などの関係者が連携した地域ネットワークの手で、在宅の障害者・高齢者のための住宅改善を支援する活動が各地区で展開されています。ここでは、そのひとつとである住環境改善相談活動(表-4)を最後に紹介します。

表-4 京都における行政・福祉団体・専門家が連携した住宅改善の支援活動

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 相談活動の性格——京都市身体障害者団体連合会は、行政（京都市）からの委託を受け、住環境改善相談事業を実施(1991年開始)。この事業には、地域ネットワークのメンバーが多数参加し、中心的な役割を果たしている。</li> <li>■ 時間・場所など——月2回。専門家が待機。相談場所は京都市みぶ身体障害者福祉会館。問合せ先 075-822-0770</li> <li>■ 対象者——原則は身体障害者手帳所持者（ただし、手帳のない高齢者・知的障害者・痴呆性老人の相談にも対応）</li> <li>■ 登録相談員——この事業には、建築設計者・施工者、保健士、理学療法士・作業療法士などの医療関係者、福祉用具関係者、社会福祉関係者など、各分野の専門家約100人が相談員として登録。民間業者・自治体職員・障害者も含め社会的地位に関係なく実力と熱意があれば誰でも相談員となることのできるシステムを採用。相談員の情熱・実力・質は極めて高い。</li> <li>■ 登録相談員は自主的に相談員会議を持ち、当事者・家族・住民のニーズに多面的に応えるべく相談活動の質の向上を図り、当事者の希望に応じ、相談員の自主的判断・自主責任のもとで家庭訪問や建築関係者・福祉用具関係者の紹介を行うなど、委託内容の枠を乗り越えた相談活動も実施している。</li> <li>■ 家庭訪問——住宅改善支援には家庭訪問は絶対必要という趣旨で、相談員が自主的に家庭訪問を実施</li> <li>■ チーム対応——各分野の専門家からなる数人がチームをつくり、異分野の専門家が連携・協力してチームとして相談に応じており、相談員同士が互いに学び合い切磋琢磨し互いに高め合うシステムをつくっている。</li> <li>■ 相談内容・改善内容—— 排泄・入浴・食事・就寝・外出のなどの基本的な生活行為ができるだけ自立できるように、介護負担が軽減できるように、当事者・家族の意向を最大限に尊重して、現状を改善する方法(バリアフリーを含む)を検討する。その際、住み方の改善・福祉用具の活用などの工事を要しない改善も重視し、できるだけ経費がかからない方法を、チームで検討する。</li> </ul>
--

# 安心できるスポーツ空間

筑波技術短期大学 障害者高等教育センター

助手 天野 和彦

## 1. はじめに

広辞苑によれば、安心とは「心配・不安がなく、心が安らぐこと。また、安らかなこと。」とあります。スポーツをすることにおいて、その志向が競技またはスポーツ本来の気晴らしや楽しみのどちらにより強くむいているかという程度の差に左右されはするものの、通常考えられる日常生活での活動にくらべて、潜在的な危険、たとえばケガをするといったような部分がより多く存在すると考えられます。しかし、それらはルールの変更、用具の改良、年齢や経験に合わせた段階的な技術の導入などさまざまな工夫と配慮によって、スポーツそれ自体に含まれる危険を可能な限り減らし、安全にスポーツができるような対応がなされています。

スポーツそれ自体に含まれる危険を取り除くこと、つまり、そのスポーツが安全であるということは、安心してスポーツをするということにおいて、たしかに重要かつ大きな部分を占めていると思われます。しかし、そのスポーツが安全であるということだけで、ほんとうの意味で安心できるスポーツ空間が実現できるのでしょうか？

## 2. 筑波技術短期大学視覚部の体育施設

筑波技術短期大学は、聴覚または視覚に障害を持つ人が在籍する3年制の大学です。そこではそれぞれの障害を補償するためにいろいろな配慮がなされています。ここでは、視覚部にある体育施設を具体例として紹介し、安心できるスポーツ空間を考える助けにしたいと思います。

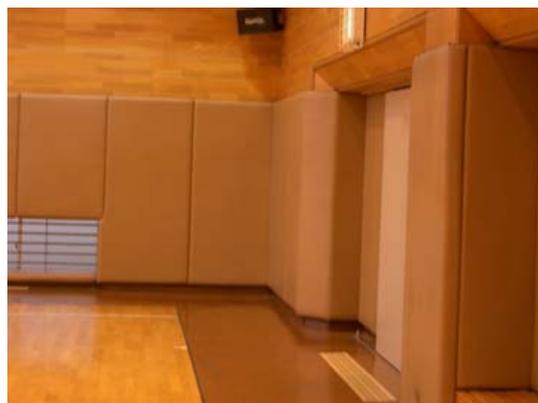


### a. 体育館

**壁面：**ぶつかったときに衝撃を少しでも和らげるように柔らかいクッション入りのレザーマットをはりめぐらせています。(写真1)

**床面：**アリーナの床をメインフロアと壁近くでその材質を変えて区別しています。そうすることによって、壁が近いことを足下からの触覚と足音の変化で認識できるようになっています。また、この材質の異なった床面を壁からアリーナに向かってくだりの傾斜をつけることでも、壁が近くなったことを知らせるようにしています。さらにこの工夫は、ボールがアリーナ外に出ても自然にアリーナ内に返ってくる効果もねらっています。(写真1)

**音響装置：**体育館の四隅にはスピーカーが取り付けられ、ここから音楽などを流すことができます。この装置を使い、たとえば全盲の学生でも自分の移動にともなうスピーカーからの音量の変化をたよりに進路を変え、アリーナ内でインラインスケートの周回走を楽しむことができます。(写真2)



### b. プール

**床面：**プール内全般の床面とは異なる材質を使って、プール外周にあわせて通路を設けてあります。足裏の触覚が変わることで、全盲の学生がひとりでもプール外周を周回できるようにしています。また通路上には、各コース、4つのコーナー、プールへの入水階段を知らせるために、それぞれの部分には点字ブロックが敷設されています。(写真3)

**バブル発生装置：**各コースともゴールから3m地点のプール底面から、ジャグジーバスのように泡が出せるしくみになっています。遊泳中にその泡を感じることで、ゴールが近づいたことを認識できるように考えられています。(写真4)



c. その他全般

**体育館入口前のブザー**：体育館の入口を知らせるために、点字ブロックでの誘導はもちろんですが、さらに入口ドア部分に「ピピッ、ピピッ…」と音を出し続ける装置をつけています。

**体育館入口のドア**：ドアの開閉時に起こる衝突を防ぐために、引き戸になっています。

(写真5)

**トイレ**：校舎や学生寄宿舍などすべて共通して、むかって右側が男性用、左側が女性用になっています。また、電灯はスイッチを探さなくてすむように自動で点灯・消灯します。

**更衣室**：ここも、男性用・女性用の配置はトイレに同じになっています。また、使用されるシャワーはその使い方で混乱が起きないように、寄宿舍のお風呂で使われているものと同じタイプになっています。



### 3. 安心できるスポーツ空間を目指して

スポーツ空間とは、スポーツそれ自体やスポーツをする・楽しむ現場はもちろんですが、それだけを指しているのではなく、もっと幅広い意味を持ち多くのものを含んでいるものであると考えられます。スポーツ空間ときいて、まずイメージとして浮かぶのは、体育館やグラウンドなどそのスポーツを行うことに直接かかわる施設や設備でしょう。その部分に、工夫や配慮をすることはもちろんなのですが、安心できるスポーツ空間をつくるためには、それだけでは十分ではありません。スポーツを行うことに直接かかわらないと思われることへの工夫や配慮も不可欠です(2-c)。どうしても直接的な部分に目がいくあまり、あるいは日常的すぎるばかりに、そういう部分には目が届きにくくなってしまいう可能性が

あります。一見、安心してスポーツをすることとは関係のないように思われますが、安心できるスポーツ空間をつくるためには切り離せないことなのです。

また、スポーツの主体である「人」のことを十分に考慮することが非常に大切なこととなります。どのような人がそこにくるのか、どのような人がそこを利用するのか、どのような人を対象にするのか、ということです。

前項では、筑波技術短期大学視覚部の体育施設について紹介しました。そこでのスポーツの主体は視覚に障害を持つ人たちです。その人たちを主な対象とするスポーツ空間をつくるためには、まずは視覚障害についての理解が不可欠となります。視覚障害は視覚によって外部からの情報を入手することに大きな困難があります。

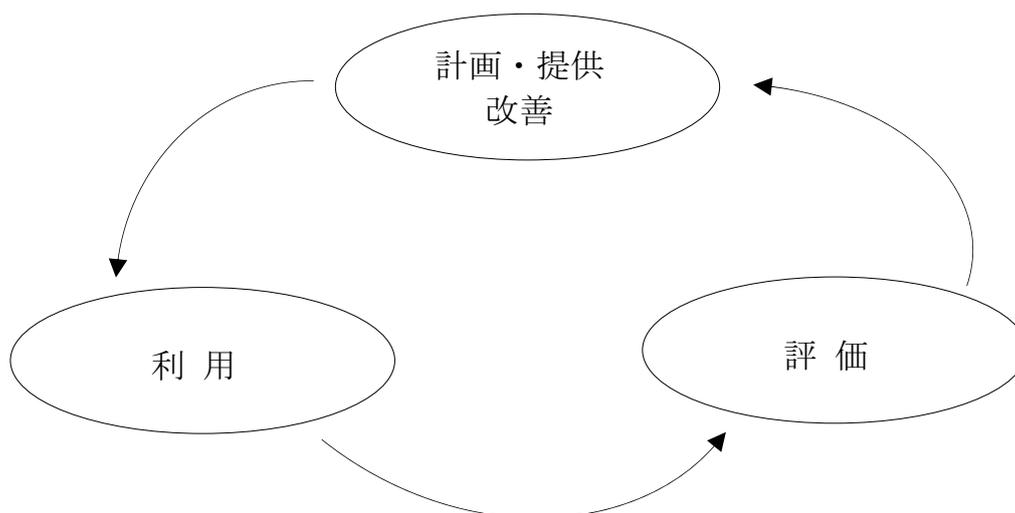


図1. スポーツ空間発展のためのフィードバックのプロセス

ですから、視覚にたよらない情報補償を計画することが必要になります。視覚障害とはどのようなものなのか、視覚に障害を持つことで日常の活動にどのような不利を被るのかなど、具体的かつ細部について考慮し、そういったことをもとに、実際に必要とされる工夫や配慮を計画・整備していくことが大切になってきます。そのような過程を経て、視覚に障害を持つ人たちに必要とされる工夫や配慮をスポーツ空間に適用した具体例のひとつが前項で紹介した体育施設（2-a、b）にあたります。

さらに、スポーツ空間についての直接的な危険の排除や不自由さへの配慮は当然ですが、それとともに、その空間へ近づいていくことについても危険や不自由さを物理的にも心理的にも取り除く、できる限り少なくするという観点にたつことも同じように重要なことだと思われまます。指導者を含め施設職員の資質（専門性や指導技術、配慮）、プログラムの開発と提供、それらの情報を利用しやすくかつ目につきやすいかたちで発信しつづけることなども必要なことです。また、将来的によりよい発展を目指すためには、そのスポーツ空間の利用者からの評価やそれに対する改善について、フィードバックできるプロセスを

つくっておくことも忘れてはいけないことでしょう（図1）。

スポーツの主体である「人」がそのスポーツをすること・楽しむことだけに集中できること・打ち込めること、あるいはそれ以外のことに気をわずらわせることがなくなっていくことが、安心できるスポーツ空間の実現に近づいていくことだと思われまます。そう考えれば、そのスポーツ空間のスタート段階が仮にある特定の人たちを対象にした特殊な空間であったとしても、いつまでもそのままであるのではなく、そこに来るだれもがそれぞれの持つ普通でスポーツに打ち込める空間ができて、はじめて本当の意味での安心できるスポーツ空間が実現されるのだと思われまます。

#### 参考文献

国立大学法人筑波技術短期大学視覚部春日  
キャンパスホームページ：

<http://www.k.tsukuba-tech.ac.jp/>

こころウェブ:高等教育における情報(視覚・聴覚)障害者のための情報補償環境-筑波技術短期大学での試み10年間の実践とその評価：<http://www.kokoroweb.org/tips/tsukuba/index.htm>

# 「余暇と遊び」の居住環境

## ～東京ディズニーランドの試み～

実践女子短期大学生活福祉学科

助教授 西脇 智子

### 1. はじめに

高齢者や障害者が過ごしやすい環境を実現させることは、多くの人に優しい居住環境を創り出すことを意味している。だれもが安心して楽しめる「余暇と遊び」の空間を提供する居住環境のあり方を考える上で、東京ディズニーランドにおける取り組みは良き導きを与えてくれる。そこで本稿は「余暇と遊び」の居住環境構築に関連する居住政策を探るとともに、「来園するすべてのゲスト」に安心と楽しみの空間を提供する東京ディズニーランドを事例に「余暇と遊び」の居住環境のバリアフリー化構築の試みを紹介する。

### 2. 居住政策の動向

#### 1) ノーマライゼーション原理と国連社会権規約委員会の「居住の権利」

ノーマライゼーションの概念は、1950年代、スウェーデンのベンクト・ニーリエにより提起され、1960年代、デンマークのバンク・ミケルセンにより法制化された。ノーマライゼーションの原理とは、知的障害やその他の障害をもつすべての人々に、地域社会や文化のなかでごく普通の生活環境や生活方法にできるかぎり近い、もしくはまったく同じ生活形態や生活状況が得られるように、権利を保障するということを意味している。

1974年、国際障害者生活環境会議において『バリアフリーデザイン』報告書が提出され、そこで初めてバリアフリーという言葉が使われた。そこでは「障壁がないように意図され

た設計（バリアフリー）は、障害をもつ人々にとってだけでなく社会のすべての人々に良いのだという事実を強調すべきである。それがはっきりすれば、社会一般の人々からの支援をも受けやすくなるだろう」と指摘された。1981年の国際障害者年では、その年に掲げられた「完全参加と平等」を達成するためには、物理的・社会的障壁を除去し機会均等化を進めることが重要であると強調された。1993年第48回国連総会において「国連・障害者の機会均等化に関する標準規則」が採択され、障害のある人の権利と自由を妨げる障壁（バリア）の存在が障害のある人の社会参加を難しくしていることを指摘し、この障壁を除去するために国連加盟各国の国内における障害者施策の推進においてこの標準規則を適用することを要請した。「居住の権利」に関する国際的取り組みは、「世界人権宣言」とそれに基づく国際人権条約・宣言の立場から国連社会権規約委員会でなされ、1991年の社会権規約委員会一般意見第4の「適切な住居に対する権利」において明確にその内容が提起された。

#### 2) アメリカにおける障害をもつ人への居住差別禁止とバリアフリー化

アメリカにおける障害をもつ人への差別の禁止は1973年の「リハビリテーション法」504条によって連邦政府基金受給者（団体）を対象として始まった。この法は1991年7月制定の「障害をもつアメリカ人法（ADA）」による障害に対する包括的差別禁止法へとつなが

る起点であり、「善意・慈恵」から「人権」へのパラダイム転換を現す公民権として障害をもつ人への居住環境差別禁止をめざしてきた。

ADA 法における居住環境に関する差別禁止の内容としては、先ず公的施設及び公的サービス領域における、公共事業体が運営する公共交通に適用される差別と見なされる行為に関し詳細な規定が与えられている。余暇と遊びを考察する上で最も関連する事項は第3章の民間事業体の運営する「公共的施設」における差別禁止対象施設に該当する。カバーされる施設が広範であることは注目に値する12項目に分類されている（①宿泊施設、②飲食物を提供する施設、③展示または娯楽施設、④集会施設、⑤販売・レンタル施設、⑥サービス提供施設、⑦特定の公共交通に使用されるターミナル・発着所・その他の駅、⑧博物館・美術館・図書館・あるいはその他の一般向けの展示またはコレクション、⑨公園・動物園・遊園地などのレクリエーション施設、⑩教育施設、⑪社会福祉施設、⑫ヘルスクラブ・ボーリング場・ゴルフコース、あるいはその他の運動またはレクリエーション施設）。

### 3. 東京ディズニーランドの試み

#### 1) 「すべてのゲストがVIP」東京ディズニーランドの配慮とその理念

東京ディズニーランド（以下、TDL）は、1983年4月、ウォルト・ディズニー・プロダクションズ(当時)との業務提携のもとにオープンした。

ディズニー・テーマパークの基本理念は「ファミリー・エンターテイメント」、すなわち「世代や国境を超えたあらゆる人々が共通の体験を通して共に笑い、驚き、発見し、そして楽しむことのできる世界」である。この理念に沿って創られたディズニー・テーマパークでは、障害の有無に関わらず、すべてのゲストに均一なサービスを提供する施設を

めざしている。TDLはこの理念を受け継ぎ、ほかのディズニー・テーマパークと同様に、パークに来園される「すべてのゲストがVIPである」という姿勢を開園当初から貫いてきた。

TDLにおける「バリアフリー」への取り組みは、アメリカのノウハウを丸ごと輸入したものではない。TDLオープン当初は、スロープ化などについてはカリフォルニアのディズニーランドで当時実施されていたものに準拠して整備を進め、ディズニー・テーマパークのパッケージの一部としてそのまま輸入したレベルのものであった。その後のハード、ソフト両面から日本の実情に合わせた独自の創意工夫は、試行錯誤の中から「日本流のホスピタリティー」を創出した。

1992年、TDL（オリエンタルランド内）「共用プロジェクト」の発足はバリアフリー化を推進させたといえよう。TDLに来園された「だれもが」楽しく遊ぶことができるようハード面・演出面・接客面と、あらゆる角度から改良と創意工夫を積み重ねた。この試行錯誤の中から創出した「日本生まれのあたたかいおもてなし」は、ウォルト・ディズニー・ワールド（アメリカ、フロリダ州オーランド）幹部の絶賛を得たという。

#### 2) 東京ディズニーランドにおける共用サービスの展開

今日の東京ディズニーランドにおけるさまざまなゲストサービスについてホームページ（<http://www.tokyodisneyresort.co.jp/td/>）画面左下の「バリアフリー」をクリックすることにより「バリアフリー、ディスアビリティゲストへのご案内」の詳細な情報（①車イスをご利用のかたへ、②肢体不自由のかたへ、③視覚障害のあるかたへ、④介助犬、聴導犬、盲導犬をお連れのかたへ、⑤聴覚に障害のあるかたへ、⑥内部障害のあるかたへ、⑦お食事に制限のあるかたへ、⑧その他の障害）を得ることができるよう配慮されている。

TDL がバリアフリー化を推進する当初から第1に重要と考えていたのは「情報の提供」である。障害をもつゲストに安心して来園し楽しんでもらうための「日本流のホスピタリティー」は、ディズニーランドに行ってみたいという思いに応え、情報を入手してもらうと同時に情報を得る行為自体がゲストにとって楽しいものとなるように心がけたツールが用意された。

とくに障害をもつゲストサービスは、①「テーマ性」を守ったバリアフリー化（インフォメーションブック。1993年より制作、希望者に無料配布している「音のガイドブック」（制作当初はカセットテープ、1998年版からはCD）。自分の居る場所とパーク全体的レイアウト、手触りでテーマを伝えるための「触地図」。搭乗する乗り物や特徴ある建物の木製模型。レストランの点字メニュー）、②さまざまな施設上の工夫（車椅子用化粧室。大人用と子供用の車椅子レンタル。高さや形状を変更した水のみ器や電話台。スロープ・昇降機）、③ショーの演出、④ゲストを大切にするキャストの対応（手話ピン）、⑤最新のテクノロジーの導入など、創意工夫が重ねられている。

TDL のテーマ性を考慮した居住環境は、「みんな」が楽しめる共用サービスの視点から育まれた「余暇と遊び」の空間をどのように創造したらよいかという問いに大きな導きを与えているといえよう。



「触地図」。パークエントランス・サウス・ノースの入り口付近。

## 参考文献

1. 望月庸明「共用サービス：みんなが楽しめるディズニーランドに（オリエンタルランド）」（E&Cプロジェクト編『バリアフリーの商品開発』、第2章「バリアフリー」商品ガイド、p.156～163）、日本経済新聞社、1994
2. 上澤 昇「バリアフリーはディズニーランドの理念そのもの」（E&C プロジェクト編『バリアフリーの商品開発』、第5章 [寄稿]：企業経営と「バリアフリー」、p.304～308）、日本経済新聞社、1994
3. 飯塚 肇「東京ディズニーランドの配慮とその理念（オリエンタルランド）」（E&Cプロジェクト編『バリアフリーの商品開発2』、第2章「バリアフリー」の考え方と商品開発の意義(4)、p.142～145）、日本経済新聞社、1996
4. 竹田明男「東京ディズニーランド（TDL）とバリアフリー」（特集バリアフリーを巡る産業の動向、p.62～69）、機械振興、31(9)、1998
5. 高嶋健夫「オリエンタルランド：「ゲストみんながVIP」（共用品推進機構編著『バリアフリーと広告』、第5章「バリアフリー先進企業の取り組み2」、p.145～150）、電通、2001
6. 大本圭野「居住政策と障害をもつ人」（竹前栄治・障害者研究会編『障害者政策の国際比較』、第2章、p.253～278）、明石書店、2002
7. 共用品推進機構編『共用品白書』、ぎょうせい、2003



マーメイドラグーンの中にあるクジラのおみやげ屋付近の水のみ器。誰もが使いやすい形状で、高さも2つのタイプがある。

# 美味しく食べやすい「極刻み食」の提供

船形コロニー食事サービス課

サークル名：ひまなすたーず

## サークル紹介

私たちは+調理師・栄養士という食事に携わるメンバーで構成され、常に（ひまなく）皆さんに喜んでいただける美味しい料理の提供を原点に、メンバー個々の専門性を磨き、業務の合理化を合言葉に活動しているサークルである。

コロニー利用者の高齢化の進行に呼応し、食に対する関心にも変化が顕われて、最近は特に「極刻み食」に対する要望が多く聞かれるようになってきた。

現在提供している極刻み食は、調理に手間がかかる割には不評であり、この機会に調理法の見直しをかけることにした。

喫食者の観点から、「見た目に美しく食べやすく、質・量共に満足でき、喜んでもらえる」「極刻み食」を継続的に

提供することを目標に、今回のテーマを選定した。

## テーマ選定理由

評価項目	施設方針	重要度	緊急度	可能性	効果期待	活動計画	総合点	順位
とりあげた問題点								
数え間違いをなくそう	○	◎	△	△	△	○	10	5
味付けのムラをなくそう	◎	◎	○	△	△	△	11	3
食べやすい極刻み食を作ろう	◎	◎	○	○	○	◎	15	1
極刻み食のマニュアルを作ろう	○	◎	○	◎	◎	○	15	1
無駄な動きを減らそう	○	○	○	△	△	◎	11	3
盛り付けをきれいにしよう	○	◎	△	△	△	△	9	6

【◎・・・3点、○・・・2点、△・・・1点】

## 1. 現状把握

### (1) 刻み食・極刻み食等の喫食者状況の推移について

この5年間の喫食者の状況を調査したところ、「刻み食・極刻み食者」が、39%から48%へと増加傾向にあることが分かった。

### (2) 刻み食の喫食者の状態と、その特徴について

現在コロニーの「極刻みの喫食者」は、誤嚥などにより刻み食から移行したもので、その実態として「歯で噛まずに丸飲み」する人が大半と判断された。食べることに必要な、①歯や歯ぐきで「噛み切る」・「噛み砕く」、②舌を使い「食塊（飲込む形作り）を形成する」、③ゴックンと「飲込む」という、口の中の機能が年齢を増すごとに低下していくため、極刻み喫食者は今後更に増加すると予想される。

### 【※利用者の喫食の実態と、歯科医師等からのアドバイス】

現 状	主 な 原 因	対 策
歯で噛み砕けない	・噛み合わせが悪い	・食材を軟らかく煮る、細かく切る。
食塊を形成できない	・舌が上手に使えない ・唾液分泌が少ない	・すりつぶしたり、細かく刻んだものを、塊になるようにまとめる。
飲み込めない	・嚥下障害 ・嚥下力の低下	・料理の密度や濃度を均等に調整。飲み込みやすいように、ゼリー・ペースト状にする。

(3) 現在提供している「極刻み食」に対する課題・要望について「アンケート調査から」

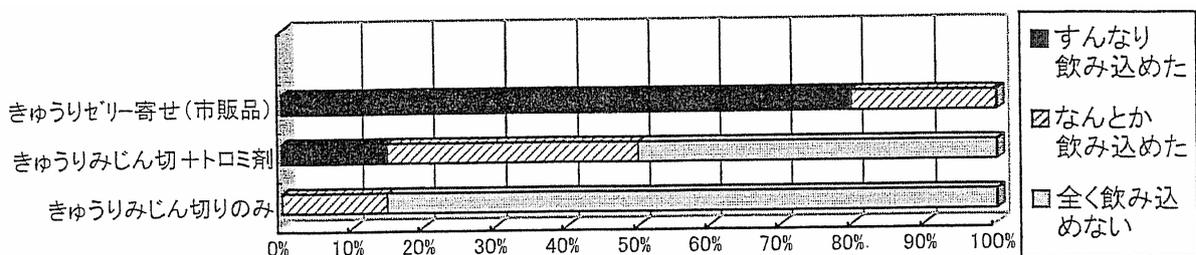
喫食者・指導員（ケアワーカー）・調理員（栄養士）の立場から、課題（問題点）と要望を整理してみた。

職 種	現況における課題（問題点）	取り組みに対する意見・要望
喫 食 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>嚥下機能が低下（障害含む）しているため <b>飲み込みが悪い。むせやすい。</b></li> <li>見た目が悪いと食べない場合もある。</li> <li><b>バラバラになりやすく、こぼす量が多い。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての料理が、細かく刻んであるだけなので、何を食べているのか解らない。</li> <li>食事がもっと楽しく、味わって食べられるように調理法を工夫して欲しい。</li> </ul>
指 導 員 (ケアワーカー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>むせ込まないよう、トロミ剤を使用して調整している。（常に緊張して介助している）</li> <li>盛り合わせすると、（形がないため）一つの皿の中で、<b>様々な味が混同している。</b></li> <li><b>見た目が悪く、食欲がわからない。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲み込みやすく、見た目に楽しく喜んで食べたいよう調理の工夫が欲しい。</li> <li>形があり、盛り付けしやすい物が良い。</li> <li>食材の旨みを十分に味わえる料理が良い。</li> </ul>
調 理 員 栄 養 士	<ul style="list-style-type: none"> <li>料理ごとに機械と包丁を併用して細かく刻み食堂ごと分配。<b>かなりの時間を要する。</b></li> <li>パサパサした料理には、あんかけを作ったりしながら時間をかけ、気を遣いながら提供しているが<b>不評（苦情が多い）</b>である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別食が全体の3割を占めており、器材を有効活用し、作業の合理化を進めたい。</li> <li>喫食者に、見た目・食感共に喜んでもらえる調理法を工夫研究し、マニュアルを作り、作業の単純化、効率化を図りたい。</li> </ul>

(4) 現在提供している「極刻み食」に対する試食について

実際に提供している極刻み食を、歯や舌を使わずに飲み込めるか、サークル内で試食会を実施した。

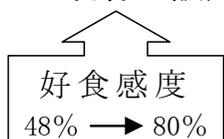
※ 試食した食材…きゅうりのみじん切り



試食を通し“細かく刻めば良い”と思い時間をかけて、「みじん切りに刻んで」提供していた料理が、喫食者にとって、「ムセやすく、食べにくい」ことを実感。トロミ剤を使い食べてみたが、口の中でトロミ剤だけが先に溶け“きゅうり”は口の中に若干残り、**食べやすさ=48%**と5割以下の評価であった。

それに対し市販品の「介護食用のゼリー寄せ」は、高価ではあるが密度が均等で口の中でバラバラにならずに塊（かたまり）が残るので、少量ずつであれば丸飲みしても「喉に詰まる心配はない」と感じられた。

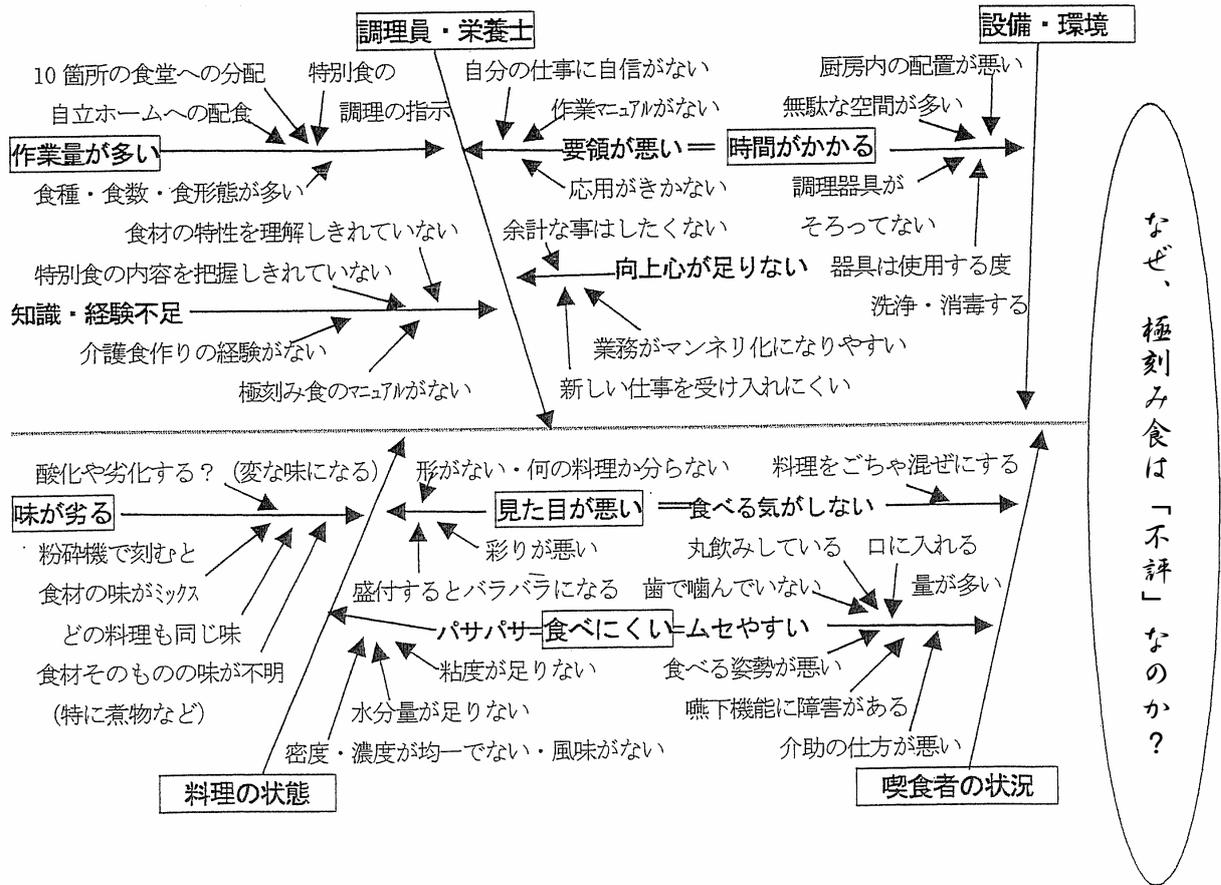
2. 目標の設定



市販の介護食は高価である割に、素材の味が十分に生かされていないと思われた。“見た目が悪く・食べにくい” = **食感が悪い** というマイナス評価の極刻み食を、食材の風味を生かし“見た目が良く・食べやすい” = **食感が良い** というプラス評価80%以上を目標に、その「調理法&マニュアル」を策定することになった。

### 3. 要因解析

『なぜ、極刻み食は“不評”なのか?』その特性要因図を作成してみた。



### 4. 対策立案と実施

問題点	原因	対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>調理に時間がかかる。</li> <li>業務の負担が多くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理上、作り置きができない。</li> <li>特別食や配食等に対する細かい指示が多すぎて、極刻み食を軽視している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間を有効的に使い、誰もが簡単にできる調理法の確立。</li> <li>業務分担・役割の見直し、合理化。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>料理の密度・濃度が均等でない。</li> <li>食べにくい、むせやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷たい料理：細かく刻むだけの提供。</li> <li>温かい料理：刻んでトロミをつけたり、あんかけをかける程度。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷たい料理：「ゼリー寄せ」にする。</li> <li>温かい料理：「やわらか煮」にする。増粘剤（トロミ剤）の工夫をする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>見た目が悪い。</li> <li>盛付け時、バラバラになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>刻んだ後に、各食堂の喫食者分を形を作らずに、まとめて分配している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食べやすい硬さに調整して、（素材を生かした）形のあるものを作る。</li> </ul>

#### (対策1) 業務内容と作業時間帯全般の見直し

勤務体系に基づく業務内容と作業時間の関係进行分析。業務量の調整と役割分担を整理し取り組みを開始。

#### (対策2) ゼリー寄せ用の凝固剤の選定・・・〔ゼラチンと寒天の比較〕

極刻み食の中で、最も食べにくいとされる“冷たい料理（おひたし・果物等）”から改善に取り組んだ。これらの食材は粘土がなく、細かく刻むと液体部分と固体部分が分離し食べ難くなる

ので、料理全体の密度を均等にし、飲み込みやすい“ゼリー寄せ”を作り、試食して「凝固剤と使用濃度」を比較した。

1) ゆで白菜のゼリー寄せ (調理員による試食結果：良い○・・・1点・悪い×・・・-1点)

項目 試作濃度	標準 (基本)			凝固開始時間	ゼリーの安定時間	2時間経過後のアンケート調査				評価 (順位)
	使用濃度	凝固温度	融解温度			形状	見た目	硬さ	味	
1.6%寒天	2.0%	40℃	80℃	30分後	2時間後	固形ゼリー形成	12	10	8	1
1.8%寒天							10	4	5	2
1.6%ゼラチン	2.0%	15℃	25℃	90分後	24時間後	判固形くずれる	-3	-2	2	4
1.8%ゼラチン							3	2	4	3

ゼラチンは舌ざわりが良く、口の中で容易に解ける事から、一般に介護食として使用されているが、ゼリーの安定性には24時間後を要求した。大量調理施設である当施設として、衛生・安全面を第一に考えて、2時間以上前に作り置きしておく事ができないため、今回は使用を断念した。

それに比べて寒天は、溶ける温度が高いので介護食には不向きだが、凝固時間、ゼリーの安定性が短い時間で済み、①寒天の使用濃度を調整。と、②介護食用の軟らかめの寒天を使用。することで、市販品よりも美味しく食べやすい、理想的なゼリー寄せに近づくことが出来た。

トマトも同様の方法で試作し、「酸味の強いトマトや柑橘類の寒天濃度は全重量の2%」に設定した。

(対策3) **煮物の軟らか煮の調理法の選定**・・・[舌でつぶせる硬さ]

項目	現行	試作
調理法	①普通食と同様に調理 ②粉砕機でみじん切りして、必要に応じて、トロミをつける。	①材料を一口大に切り、ごぼうなど硬い材料だけを圧力鍋で加熱して軟らかくする。 ②他の材料と長時間煮込み、トロミをつける。
料理の状態	・みじん切りで、食材の形がない。 ・何を食べているのかわからない。	・食材の形や味がわかり、舌でつぶせる程度まで軟らかくする。→“やわらか煮”にチャレンジ!

平均所要時間…………> (従来の調理法と比べて) +20分~40分

(対策4) **メインディッシュとなる肉・魚の調理法の選定**

これまでは上記同様の提供であった。今回は食材を始めに「すり身」状にして「形あるものを作り」、最後に加熱をすることで、器具類からの二次汚染を防ぐという衛生面にも配慮し、チャレンジした。

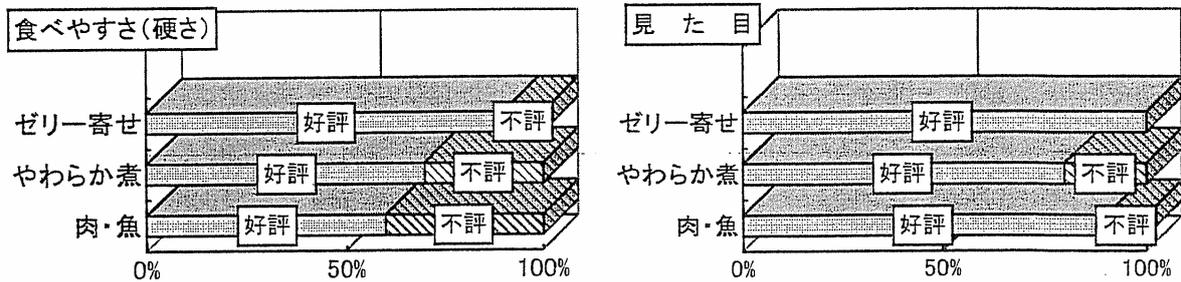
食材	つなぎ (軟らかにする混ぜ合わせ)	加熱法	硬さの状態	
魚すり身 肉すり身	卵のみ	蒸す	歯で噛める	
	卵 (白身を使用)	+はんぺん	蒸す	歯で噛める
	+長芋	蒸す	歯で噛める	
	+玉葱・パン粉	蒸す・治部煮	舌でつぶせる	

“つなぎ”を卵(白)に「豆腐を加え」調理してみると、「舌を使わず飲み込める硬さ」になることも判明した。

平均所要時間…………> (従来調理法と比べて) +30分~45分

### 5. 効果の確認・波及効果

試作料理を喫食者に提供し①食べやすさ、②見た目、についてアンケート調査を実施した。  
(回答率85%)



- ◎ **ゼリー寄せ**は、「硬さ・見た目」共に、とても好評であった。
- **煮物**は、軟らかく煮て提供したが、一口大程の形があるため食べさせるのが怖いという意見があった。また、長時間煮込んでも軟らかくならない食材もあった。
- △ **肉・魚**は、スプーンでつぶせるくらいの硬さに仕上げるために色々な食材を混ぜたところ、素材の味から、かけ離れた料理になってしまい、他の試作品と比べ若干不評であった。
- ☆ **喫食者や職員の感想**は、どの料理も「形にまとめられている」ということで、“きれい・盛り付けしやすい” “食欲がわく” “おいしそう” 等々の好評的な声が多く聞かれた。
- ★ 上記の意見を基に、『硬い食材の軟らか煮』は、調理法を工夫して好評を得るようになった。最後に残ったメインディッシュとなる『肉・魚』の調理法は、試行錯誤を繰り返し「①食べやすさ・②見た目」に加え、分量に対する要望に配慮し、「③質・量」の3点で、アンケート調査を繰り返し行い、その改善を図っていった。

[※ 課題解決に向け改善を図った調理方法]

調理物	調理法	硬さの状態
煮物	①普通食と同様に調理する ②粉碎機に軽くかけトロミを加える	舌でつぶせる ベタベタ状
肉・魚	①煮物同様に調理し、粉碎機にかける ②だし汁や増粘剤を加え、形を作る ③あんかけやソースを作り、かける	

[※ 『肉・魚』の提供食に対するアンケート調査結果・回答率 75%]

調査内容	意見・感想	要望・アイデア等
食べやすさ [良い・88%]	・とても口あたりが良く、食べやすかった。 ・食器のまわりにつかないので、無駄なく食べられる。	・もっとトロミがあった方が良い ・トロミのあるタレは絶対必要・ゼリーの硬さがポイント！ ・様々な形に作り提供して欲しい ・夕食の提供だけでなく、朝・昼食でも取り入れてほしい
見た目 [良い・95%]	・盛り合わせにしても、他の料理と味が混同しない。 ・それぞれの料理が生かされ、美味しそうに見える。	
質・量 [良い・80%]	・適量であるが、好物はもう少し量が多い方が良い。 ・一人づつ均等に分けられ、平等感があって良い。	

↑ ↑  
 プラス評価 “好感食度” 80%以上を確保 目標達成!!

## 6. 標準化

料理	調理法【料理ごとの「マニュアルを作成」し、調理場に掲示】
ゼリー寄せ	◎酸味の強い食材（トマト・柑橘類・酢の物など）→寒天濃度全重量の2.0% ◎酸味の弱い食材（上記以外の「おひたし」など）→寒天濃度全重量の1.6%
煮物	①普通食と同様に調理する ②粉砕機に軽くかけ（形が残る程度にする）、必要に応じてトロミを加える
肉・魚	①普通食と同様に調理した後に、粉砕機にかけてベタベタ状にする ②だし汁や増粘剤を加え調整し、一人分の形にする。 あんかけや、ソースを作る

## 7. まとめ

### 《良かった点》

- ① 今までのマイナス評価から、極刻み喫食者や指導員（ケアワーカー）から、「きれい」・「食べやすい」・「おいしい」というプラス評価が常に聞かれるようになり、調理する側の励みになったこと。
- ② 調理方法が予想していたより簡単に確立でき、担当者も出来具合いを、楽しみに取り組めたこと。
- ③ 調理担当者が、試作・試食を繰り返し、極刻み喫食者の立場で、料理が作れるようになったこと。
- ④ 極刻み食作りは女子職員が担当していたが、男子職員の協力体制が整い業務の改善が図れたこと。

### 《苦勞した点》

- ① 肉・魚は素材を生かし、いかに軟らかく美味しく調理するか。試作期間は苦悩の日々が続いたこと。
- ② 調理の担当者が日々変わるため、調理法の浸透・定着を図るのに、予定以上の時間を要したこと。

### 《反省点》

- ① これまで極刻み喫食者の実態把握と、提供する調理法に対する研究を怠っていた。

### 《今後の課題》

- ① ゼラチン成分に近い凝固材の探求と様々な型作り。“やわらか煮”の調理法を更に工夫すること。
- ② 時間的に余裕のある夕食のみの提供から、朝食や昼食時にも出来るだけ提供を広げていくこと。



## 2004アテネパラリンピック競技大会の概要

- 1 大会名称 2004年アテネパラリンピック競技大会  
(通称：アテネパラリンピック)
- 2 開催期間 2004年9月17日(金)～28日(火)(12日間)
- 3 開催国・都市 ギリシャ・アテネ
- 4 参加国 約140カ国
- 5 参加選手・役員数 約6000人(選手4000人、役員2000人)  
うち日本選手団 271人(選手163人、役員108人)
- 6 実施競技 19競技

実施競技等	日程	競技会場	日本選手団		
			男子	女子	合計
開 会 式	9/17	オリンピックスタジアム	—	—	—
ア ー チェ リ ー	9/22～26	オリンピックベースボールセンター	3	4	7
陸 上 競 技	9/19～27	オリンピックスタジアム Panathinaiko スタジアム (マラソンゴール)	24	10	34
車椅子バスケットボール	9/18～28	オリンピックインドアセンター	12	12	24
ボ ッ チ ャ	9/23～28	Ano Liossia オリンピックホール	—	—	—
自 転 車	9/18～27	オリンピック Veldrome (トラック) Vouliagmeni オリンピックセンター (ロード)	4	0	4
馬 術	9/21～26	マルコポーロ馬術センター	0	1	1
車椅子フェンシング	9/18～23	フェンシングホール	1	1	2
サ ッ カ ー 7人制(脳性麻痺) 5人制(視覚障害)	9/18～28	オリンピックホッケーセンター(1) オリンピックホッケーセンター(2)	—	—	—
ゴ ー ル ボ ー ル	9/20～26	Faliro スポーツパヴィリオン	0	6	6
柔 道	9/18～20	Ano Liossia オリンピックホール	6	1	7
パワーリフティング	9/20～27	Nikaia オリンピックフェンシングホール	1	0	1
ウィルチェアーラグビー	9/19～25	インドアエリア	12	0	12
セーリング(ヨット)	9/18～23	Ajios Kosmas セーリングセンター	3	2	5
射 撃	9/18～23	マルコポーロ射撃センター	2	4	6
水 泳	9/19～27	オリンピックアクアセンター	16	8	24
卓 球	9/18～27	Galatsi オリンピックホール	6	4	10
車椅子テニス	9/19～26	オリンピックテニスセンター	6	2	8
シッティングバレーボール	9/19～26	フェンシングホール	12	0	12
閉 会 式	9/28	オリンピックスタジアム	—	—	—
合 計			108	55	163

(注) 知的障害者の競技は、公開競技として水泳、卓球、バスケットボールの3競技  
(知的障害者の競技に日本は卓球のみの参加)

### ◎パラリンピックについて

国際パラリンピック委員会(IPC)が主催する障害者による世界最高峰の競技大会。パラリンピック【パラ=Parallel(もう一つの)+Olympic(オリンピック)】という大会名を公式使用するようになったのは1988年のソウル大会から。

1989年9月、IPC(国際パラリンピック委員会)が創設され、以来パラリンピックは障害者にスポーツ活動の機会を提供する理念「機会均等と完全参加」と、「障害者のスポーツのエリート性」を表す言葉になった。夏季パラリンピックは、今回のアテネ大会で12回目となる。(第1回は1960年ローマ)

## 2004年アテネパラリンピック競技大会の成果

### <日本選手団>

○日本の金メダル獲得数は過去最多の17個

(これまでは1988年ソウル大会の16個が最多 今大会最多は中国の63個、日本は10位)

○日本のメダル獲得総数は過去最多の52個(金17、銀15、銅20)

(これまでは1988年ソウル大会の45個が最多 今大会最多は中国の141個、日本は11位)

### <個人>

○成田 真由美選手(水泳)

- ・ 7個の金メダルを獲得
- ・ 大会3連覇(50m自由形、100m自由形)を達成 <アトランタ、シドニー、アテネ>

1大会で日本選手が獲得した金メダル数としては史上最多  
 ※世界的には、1大会12個、通算41個の選手(米国)がいる。  
 世界新記録6個、大会新記録1個を樹立 3大会通算で金15、銀3、銅2

○河合 純一選手(水泳)

- ・ 大会3連覇(50m自由形)を達成

○藤本 聡選手(柔道)

- ・ 大会3連覇(66kg級)を達成

○土田 和歌子選手(陸上競技)

- ・ 夏季、冬季の両大会で金メダルを獲得

1998年長野大会のアイススレッジ(※専用ソリ)スピードレースで金メダルを獲得  
 夏、冬両大会で金メダルを獲得したのは、オリンピックも含め日本選手で初めて  
 ※世界的には他にも同様の選手(米国等)がいる。

## アテネパラリンピック競技大会入賞者等に対する厚生労働大臣表彰について

平成16年10月27日(水)12時00分より、厚生労働省講堂(中央合同庁舎5号館/低層棟2階)において、アテネパラリンピック競技大会における入賞者等に対する厚生労働大臣表彰が行われた。表彰されたのは、アテネパラリンピック競技大会において入賞した者、自己記録を更新した者、入賞した視覚障害者の伴走者で、計119名で、厚生労働大臣表彰及び、記念品が授与された。被表彰者の内訳は、下表の通り。

	金メダリスト	銀メダリスト	銅メダリスト	入賞者	自己記録更新	視覚障害者の伴走者	計
被表彰者	13名	14名	22名	57名	6名	7名	119名

(注)メダル獲得数は、「金17個、銀15個、銅20個の計52個」であるが、メダル獲得数とメダリスト数に違いがあるのは、複数メダル獲得者や団体競技での獲得者がいるため。

また、以下の3名については、各種目において大会3連覇を成し遂げたため、3連覇を讃える特別な厚生労働大臣表彰が授与された。

○成田 真由美(肢体不自由)

- ・ 水泳(50m自由形、100m自由形)で大会3連覇を達成  
(1996年 アトランタ大会, 2000年 シドニー大会, 2004年 アテネ大会)

○河合 純一(視覚障害)

- ・ 水泳(50m自由形)で大会3連覇を達成

○藤本 聡(視覚障害)

- ・ 柔道(66kg級)で大会3連覇を達成



# テレビ字幕放送制作に携わって

株式会社日本文字放送

字幕制作センター次長 鷺野 隆一

## 1. テレビ字幕放送とは

### (1) 字幕放送の始まり

日本で最初に字幕放送が始まったのは、1983年（昭和58年）10月、NHKの朝の連続テレビ小説「おしん」での実験放送でした。今から22年前のことです。

本放送が始まったのは、1985年11月からで、当時の字幕番組は、ほんの少しの番組しかありませんでした。NHKは連続テレビ小説「いちばん太鼓」、「シルクロード」、日本テレビでは「それは秘密です」、フジテレビは「一枚の写真」が最初の番組でした。

最近では新聞のテレビ欄に、かなりの数の「字」というマークが付いていますが、そのマークが字幕付の番組という印です。

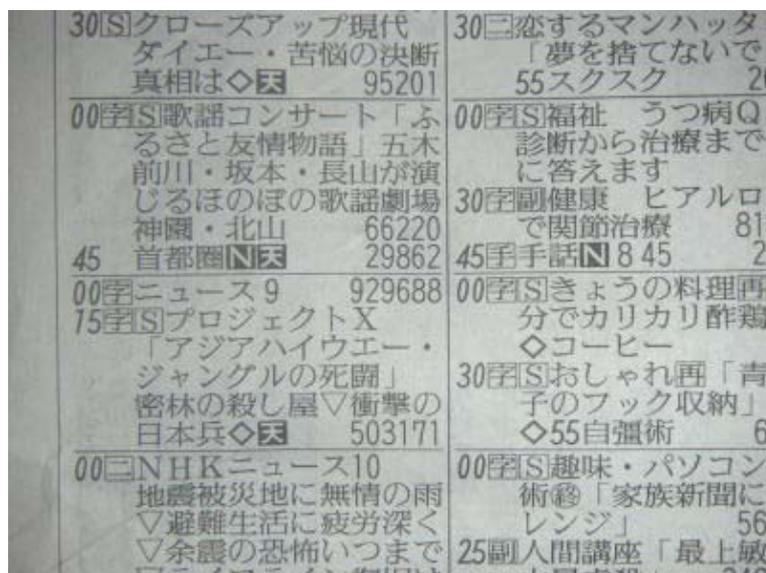
### (2) 字幕放送とは

字幕放送は、テレビ番組のセリフや音を文

字や記号を使って表現し、それをテレビ映像に重ねることによって、聴覚障害者にもテレビ番組そのものが理解できるようにと開発されたもので、文字多重放送とも言います。

日本の標準のテレビ放送は、525本の走査線を使っていろいろな映像や音声を送っています。その525本の走査線のうち、家庭のテレビでみることの出来ない部分の8本の走査線を使って、一般のテレビ番組とは別に、絵や文字により情報画面を静止画の状態ですべて送っています。ニュース、天気予報、株式・スポーツ・イベント等の情報が文字情報として放送局から送られています。これが「文字放送」です。

「字幕放送」はその文字放送の一部で、21番目と284番目の走査線に字幕データを乗せて家庭に送られます。



「新聞のテレビ覧。字幕付きの番組には字のマークが付いている。」

### (3) 字幕の仕組み

字幕データというのは、表示される文字そのものだけではありません。文字の種類、位置、表示するタイミング、文字の色や大きさなどを「0」と「1」のデジタル信号に置き換えて放送局から家庭に送られます。それをテレビの中に組み込まれた文字放送用の「チューナー」が解読し、テレビに字幕として表示するという仕組みになっています。

字幕放送を見るためには、この「チューナー」が組み込まれたテレビを設置するか、

または「チューナー」をテレビにつなげるかの方法によります。

なお、衛星デジタルまたは地上デジタル放送が受信できるテレビであれば、字幕放送を見ることができます。

### (4) 字幕放送はクローズドキャプション

普通のテレビ番組や映画などの画面で見る文字（字幕）は、誰が見ても字幕が見えるため、「オープンキャプション」と呼ばれています。それに対して字幕放送は、「必要な人が、自分で選択すれば字幕がみられる。」逆に言うと、「字幕を見たくない人は、字幕を消すことができる。」という意味で「クローズドキャプション」と呼ばれています。

テレビの字幕放送は、映画の字幕と違って、セリフばかりではなく、音の情報も表記しています。耳の不自由な人にとって、今どんな音が出ているのかという情報もドラマの進行上、理解を助ける場合があります。そこで文字や記号を使って音の説明も入れてあります。さらに、文字の大きさや色、また、表示できる文字数に制約があるなど、映画やテレビのオープンキャプションと大きく違うところがあります。

### (5) 日本語の特質と字幕制作

同じ字幕でも日本語と英語では大きな違いがあります。英語は、アルファベット26文字しかありません。大文字と小文字、数字、記号など全部合わせても、120ほどです。一方、日本語は、常用漢字だけで1945文字、人名用漢字285文字、平仮名48文字、片仮名48文字を加えると2326文字にもなります。

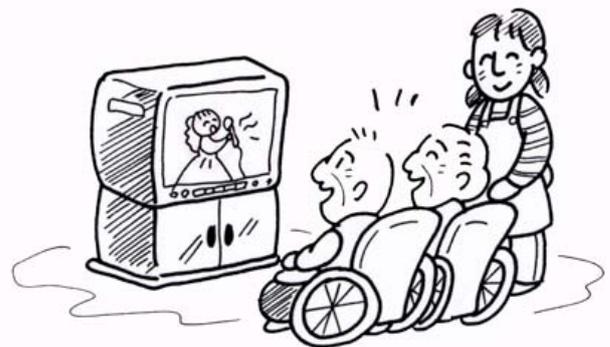
常用漢字以外の難しい漢字や各種記号を加えると、全部で約5000もの文字種が必要になります。

このような日本語の特質から、字幕制作者に最も必要となる資質は日本語の要約能力です。つまり、テレビ番組の音声をいかに要領よく、分かりやすく、しかも忠実に文章に表現できるかという能力が求められます。

### (6) 字幕放送を利用する人たち

字幕放送を利用している人たちは、聴覚障害者や高齢になって耳が不自由になった人たちですが、日本全土で約600万人以上いるとも言われています。今後も高齢化が急速に進むと予想され、字幕を必要とする人たちはますます増えていきます。

この人たちが日常生活を送る上で、字幕は放送でのバリアフリーの重要な手段として、強く期待されています。



## (7) 字幕放送と電波環境

放送局に字幕放送の利用者から、字幕が見にくいという意見が寄せられます。

原因としては、字幕の制作側、放送局側に問題がある場合もありますが、放送局から家庭までの間の電波環境にも大きく影響されます。

NHK のホームページによりますと、「例えば、ビルによるゴースト等の画面の二重写し、違法なアマチュア無線、大型飛行機等による乱反射、季節によって地球上に生じる電離層による混信障害、あるいは受信アンテナの劣化や接触不良等でも字幕が写らないことがあります。」と書かれています。わずか2本の走査線で大量な情報を送るという「大変微妙で繊細な放送のため、少しでも障害を受けると字幕が出なくなる場合があります。」ということです。

このような不安定な電波環境を改善することを目的の一つとして、2003年12月、東京、大阪、名古屋の三大都市圏で地上デジタルテレビ放送が開始されました。今後段階的に全国で開始されていく計画です。

## (8) 字幕放送の拡充

総務省は1997年（当時は郵政省）に、行政上の指針として、日本の字幕放送の普及目標を策定し、公表しました。

このガイドラインによれば、2007年までに全ての地上波テレビ局は、ニュース・スポーツ等の生放送を除く全部の番組に字幕を付けることを目標としています。

各放送局では、自局独自の計画を立て2007年に向けて字幕放送を拡充していますがNHK では、1年早く2006年に目標を達成する計画を立てています。

## (9) リアルタイム字幕放送

生放送番組への字幕は、2000年3月からNHK が夜7時のニュースに付けることから

スタートしました。その後、民放も含めてニュース、スポーツ中継などにリアルタイム字幕放送が徐々に増えつつあります。

NHK では、大晦日の「紅白歌合戦」、夏の「思い出のメロディー」等の音楽番組、毎週月～金曜日朝10時台の「生活ほっとモーニング」のほか、今年の8月には総合テレビの「アテネオリンピック放送」の開・閉会式、柔道、野球、サッカー、マラソン等の競技をリアルタイム字幕放送し、各方面から大きな評価を得ています。

## 2. 字幕放送制作の現状と課題

### (1) 字幕制作者の社会的使命

字幕放送は、テレビの「バリアフリー」を実現するために、放送局がその公共的使命の一環として実施しているものであります。そのことから字幕制作に携わる者は、すべての人々の情報格差の解消を図り、情報の共有を保障するという私たちが果たすべき責任の一端を担っています。

また、使命感だけではなく、字幕放送制作の仕事で培ってきた経験からの、重要な原則や、字幕放送利用者との間で確認された、字幕表現の約束ごとなどを守りつつ、番組毎に異なる「応用問題」への適切な対処が可能な、質の高い字幕制作技能が求められます。

### (2) 字幕制作者の心がけ

字幕制作者が常に心がけておかなければならない重要な事項があります。

- ① 読みやすく誤解の余地のない字幕文章を作ること
- ② 要約をする場合は番組の言語表現の真意を損なわないこと
- ③ それぞれの字幕画面が十分に読み取れる表示時間を確保すること
- ④ 字幕だけでなくテレビの映像内容を見るゆとりがあるように配慮すること



「字幕制作作業の様子」



「監修試写」

- ⑤ 番組のニュアンスや演出意図にも配慮すること

このような条件を満たす字幕制作をするために、制作者自身が努力することは当然ですが、先輩や同僚のノウハウ、経験に基づいたアドバイスを受けながら「良い字幕」を制作することが必要とされます。

### (3) 字幕制作方法

一般的な字幕制作は次の方法によります。なお、ここでいう字幕制作とは、字幕制作専用パソコンを使用して、字幕データ（NABデータと呼ぶ）を制作することです。制作日数に余裕があるときは、一つの番組を一人で制作しますが、1日～数時間で制作しなければならないときは、一つの番組を数人で分担して制作する場合があります。

- ① 放送局から番組ビデオテープ受領
- ② 番組の試視聴
- ③ 制作メモの作成
- ④ 制作方針の決定
- ⑤ 字幕原稿作成と要約
- ⑥ 文字入力
- ⑦ 色彩指定とレイアウト
- ⑧ 監修試写(番組ビデオテープに字幕を入れて試写)と修正
- ⑨ 放送局へ字幕データ納入

### (4) 字幕制作の今後の課題

各放送局は、行政の指針である2007年までに地上波番組（生放送番組を除く）の全てに字幕を付けるべく大変な努力を重ねています。

現段階で字幕が付いていない番組は、いずれも放送日の直前に完成するものばかりが残っているのが実態です。

このような番組に、1日、半日、数時間という短時間で、かつ、質の高い字幕を制作することが大きな課題になっています。いかに早く効率的に字幕を制作するかのノウハウの開発が強く求められています。

今後、私ども字幕制作に携わる者は「正しく分かりやすい字幕をより早く」制作するため、さらに一段の努力を注いでいかなければなりません。



## 社会保険情報

**(問)** 私ども夫婦は、老齢基礎年金を受け始めて私が2年、妻が1年近くになります。先日、私に「年金受給権者現況届」が届きましたが、妻には届いておりません。

「現況届」を提出しないと、年金が支給差止めになると聞いておりますが、このままでよいのでしょうか。

**(答)** 「現況届」は、年金受給者の生存を確かめるため、年に1回、提出するものです。届出用紙が誕生月の初めごろまでに送付されますので、住所、氏名などを書いて誕生月の末日までに返送してください。

提出期日までに提出しないと、年金の支払いが一時差止めされます。

提出について、例外的に誕生月でなく7月に「現況届」を提出してもらう方があります。このような方には、7月初めに「現況届」が送られます。

以上が、一般的な場合です。次のような場合には、「現況届」を提出する必要がないので、届出用紙が送られてきません。

- 1 年金の支給決定を受けてから、まだ1年たっていないとき。
- 2 年金の全部が支給停止となっているとき。
- 3 支給停止となっていた年金が、受けられるようになってから、まだ1年たっていないとき。
- 4 障害年金を受けている方で、障害の程度が変わり年金額が変わってから、まだ1年たっていないとき。

お尋ねの場合は、配偶者が1に該当していることから「現況届」が送付されなかったものと思われる。

来年からは、「現況届」が届きましたら、折り返し返送するようにしてください。

## 編集後記

天高く馬肥ゆる秋。木々の色が黄色や朱色に変わり、日本らしい秋になってまいりました。朝晩は冷える日々ですが、皆様お元気でお過ごしでしょうか？

猛烈な台風に続き、新潟中越大地震と日本は大打撃を受けました。震災前の生活に戻るのはまだまだ時間がかかりそうですが、全国の皆様のあたたかい気持ちと救援が、大きな支えとなっているのではないのでしょうか。

新潟での地震や台風で被災された方々の一日も早い復興を祈念いたします。(西田)

**(問)** 10月に入ってから受けた「年金振込通知書」に「介護保険料が変更された」とあって、8月に受けた通知書より介護保険料額が高くなっていました。

年金から引かれている介護保険料について、その決め方を教えてください。

**(答)** 4月1日現在に65歳以上で年額18万円以上の老齢年金を受給されている方には、年金から介護保険料が天引きされています。(「特別徴収」といいます。)

この介護保険料は、前年所得などを基に金額が算定されますが、毎年4月1日を賦課期日としながらも、実際には、市町村民税の確定を待つて6月か7月になって保険料が確定します。

このため、4月、6月、8月に支給される年金からの保険料徴収は「仮徴収」、10月、12月、翌年2月に支給される年金からの保険料徴収は「本徴収」とされています。

仮徴収される保険料額は、前年度の最後(2月)に特別徴収された保険料と同額となっています。

市町村民税の課税確定後、年額保険料が決定されます。その額から仮徴収された額を差し引いた額を本徴収することになり、10月、12月、翌年2月の3回に分けて徴収されることとなります。

つまり、市町村民税課税と年金保険者(社会保険庁)の事務処理の関係から仮徴収と本徴収が行われることから、10月に介護保険料額が変更されることとなります。

( 回答・社会保険労務士  
高橋 利夫 )

## 戸山サンライズ(通巻第215号)

発行 平成16年10月10日(毎月10日発行)

発行人 (財)日本障害者リハビリテーション協会  
会長 金田一郎

編集 全国身体障害者総合福祉センター  
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1  
TEL. 03(3204)3611(代表)  
FAX. 03(3232)3621  
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>